

令和 8 年 3 月 2 日

税理士法人 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

iDeCo 制度の改正情報 2026 年 12 月～

2026 年 12 月より、以下のとおり iDeCo 制度の改正が見込まれています。

【1】 iDeCo の拠出限度額の引上げ

以下のとおり拠出限度額が引上げられます。

		月額	
		現行	改正後（予定）
第 1 号被保険者（自営業の方）		6.8 万円	7.5 万円
第 2 号被保険者 （会社員・公務員の方）	企業年金非加入	2.3 万円	6.2 万円
	企業型 DC のみ加入	5.5 万円－企業型 DC の事業主掛金額（上限 2 万円）	6.2 万円－企業型 DC の事業主掛金額
	DB 等のみ加入	5.5 万円－他制度掛金相当額（上限 2 万円）	6.2 万円－他制度掛金相当額
	企業型 DC・DB 両制度加入	5.5 万円－企業型 DC の事業主掛金額－他制度掛金相当額（上限 2 万円）	6.2 万円－企業型 DC の事業主掛金額－他制度掛金相当額
第 3 号被保険者		2.3 万円	2.3 万円

【2】 iDeCo の加入年齢の引上げ

iDeCo に加入できる年齢の上限が、65 歳から 70 歳に引き上げられます。

また、iDeCo に加入できる 60 歳以上の方の上限も、一部変更があります。

60 歳以上で iDeCo に加入するためには、国民年金被保険者で、かつ老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金を受給していないという要件があります。

法改正後は国民年金被保険者以外の方でも、60 歳までに iDeCo を始めているもしくは企業年金から iDeCo へ資産を移換される 60 歳以上 70 歳未満の方なら、iDeCo に入れるようになります。

また経過措置として、施行日から 3 年以内なら、上記に該当しない 60 歳以上 70 歳未満の方も、iDeCo への加入が可能です。

iDeCo の掛金は、掛金の全額が所得から差し引かれるため節税効果の大きい制度です。これを機会に検討してみたいはいかがでしょうか？